

平成17年(ワ)第87号等

決 定

原告らから平成18年8月18日に申し出のあった鑑定嘱託を採用する。
鑑定嘱託先及び鑑定事項は下記のとおりとする。

記

- 1 鑑定嘱託先 京都市左京区北白川追分町
京都大学大学院生命科学研究科
- 2 鑑定事項 別紙のとおり

平成19年10月5日

新潟地方裁判所高田支部

受命裁判官 庄 司 芳 男

同 河 畑 勇

これは謄本である
平成19年10月5日
新潟地方裁判所高田支部
裁判所書記官 小林 真幸



平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号 遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原 告 山 稔 外 2 2 名

被 告 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

鑑 定 事 項

- 1(1) 水田水（平成18年9月19日に北陸研究センター隔離圃場において遺伝子組換えイネの株元から採取したもの。）からカラシナ・ディフェンシン（以下、単に「ディフェンシン」という。）が検出されるか。
 - (2) 上記1(1)において、ディフェンシンが検出された場合、その量はいくらか。
- 2(1) 遺伝子組換えイネの体内において生産されたディフェンシンは、その茎葉から体外に漏出するか。
 - (2) 上記2(1)において、ディフェンシンが漏出すると認められる場合、その量はいくらか。

付記事項

- 1 上記1に関する実験方法について特段の指定はありません。したがって、鑑定に当たっては、別添した各当事者の実験方法に関する意見を参考の上、貴方の裁量にて適切と考えられる実験方法を策定して実施してください。
- 2 上記2に関する実験は免疫測定法によって行うこととし、その具体的方法については、別添した各当事者の実験方法に関する意見を参考の上、貴方の裁量にて適切と考えられる実験方法を策定して実施してください。
- 3 鑑定結果と併せ、貴方が採用した実験方法やその科学的根拠についても説明してください。

以上